

消費税の届出書

消費税は、届出の時期を逃したり、事業者の適用関係の判断などにより、納税額に大きな差異が発生するケースがあります。

つぎは注意を要する届出・申請の事例です。

種 類	注意を要する事例	提出期限等
課税事業者選択届出書 (免税 課税) 簡易課税制度選択不適用届出書 (簡易 原則)	翌期以降、多額の設備投資の予定がある場合や輸出比率の増大が予想されるなどの場合は、確定申告により還付が見込まれる。	適用課税期間の直前期末まで
課税事業者選択不適用届出書 (課税 免税) 簡易課税制度選択届出書 (原則 簡易)	多額の設備投資の翌期以降は、投資がなくなるため、もとに戻す必要がある。	
課税期間特例選択届出書	輸出業者など、経常的に還付を受けることのできる事業者は、3か月ごとに申告し、還付を受けることができる。	
課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	土地の譲渡など非経常的な取引により課税売上割合が小さくなる場合	適用課税期間の末日までに承認が必要。 (承認のための期間を考慮して提出する必要あり。)

<チェックすべきポイント>

1. 上記事例で各届出書を提出した場合、届出の効力発生から2年間は再変更できません。

今後2年間のシミュレーションをし、届出の要否を決定することが大切です。

2. 届出書の提出期日は、法人税と異なり、「発送日」でなく税務署の「受領日」です。郵送の場合は、提出期限までに受領されていなければなりません。

お見逃しなく！

1. 資本金1,000万円以上の新設法人の場合、設立第1期、第2期は免税事業者とならず、納税義務が発生します。

届出により簡易課税の選択ができますので、検討が必要です。

2. 消費税の届出は最も身近なタックス・プランニングツールの一つであり、適用関係の把握と毎期の検討が重要です。